

令和5年度 事業計画書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

基本方針

令和2年1月より続いた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大も減縮の兆しが見え始め、国内経済や地域における中小企業の経営環境は、不安定で先行きが不透明な状況があるものの、収益が持ち直しつつある企業も出始めている一方で、依然困難な状況を脱していない企業もみられます。

コロナ禍において、私たちの「働き方」は柔軟で多様性のある労働環境の整備が進み、Web会議やリモートワーク等の導入は「働き方」に大きな変化をもたらしました。しかしこうした中、メンタル不調者やハラスメントの対応など、労務管理上のリスクやトラブルなどの課題も顕在化しており、私たちの「働き方改革」は未だその途上です。

更に、社会情勢の変化に伴い、今日、世界的にも企業活動における人権の尊重がより重要度を増し、我が国においても「ビジネスと人権」は重要な取組みと位置付けられています。持続可能な開発目標の達成への貢献の観点からも、企業における人権尊重の取組みが広がっており、私たち社会保険労務士も積極的に取組んでいかなければならないと考えています。

また、企業においては、DX（デジタルトランスフォーメーション）や、AI技術の参入などで業務環境が急速に変化し、私たち社会保険労務士自身も一層デジタル技術への対応が求められています。

政府が打ち出す物価高対応の経済対策の中においても、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との待遇差の改善を目指す「同一労働同一賃金」への対応が一層求められ、また、令和6年4月には、時間外労働の上限規制の適用が猶予されてきた事業・業務について法適用が始まることから、本年度は対象となる企業への更なる支援が重要となってまいります。

社会保険労務士が社会に広く認知される中、求められる「役割」や「責任」の質も大きく変化しています。山形県社会保険労務士会では、その期待に応えられるよう、山形労働局をはじめ山形県及び自治体や各団体の皆さまと連携を強化し、社会保険労務士の目的である「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という使命に立ち返り、全国社会保険労務士会連合会と連携し、「働き甲斐のある、人を大切にする企業づくり」ひいては「人を大切にする社会」の実現を目指し、会員の皆さまのご協力のもと、各種事業を実施してまいります。

令和5年度 総務関係事業計画

重点施策	実施項目	実施時期
<p>1. 県会・支部の運営体制強化及び活性化</p> <p>2. 社会的責任</p> <p>3. 職業倫理</p> <p>4. その他</p>	<p>県会及び支部体制の充実強化を図る。</p> <p>(1) 県会の体質強化及び活性化</p> <p style="margin-left: 20px;">①総合労働相談会（第2・第4土曜日無料相談）の相談実施</p> <p style="margin-left: 20px;">②社労士会労働紛争解決センターとの連携強化</p> <p>(2) 支部活動の活性化</p> <p style="margin-left: 20px;">①原則支部例会等の開催数を年6回以上とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">②支部活動の助成</p> <p style="margin-left: 20px;">③支部主催の研修会における他支部との連携</p> <p>社会保険労務士業務に関し、関係機関との相互連携が図られるよう取り組むとともに、公開講話事業の実施や労働条件審査の有用性の周知等においては、県・関係団体等への協力要請や周知活動に継続して取り組んでいく。</p> <p>(1) 関係機関との協力、連携強化</p> <p style="margin-left: 20px;">①労働局、全国健康保険協会、年金事務所等関係機関との事務連絡会の実施と周知</p> <p>(2) 公開講話</p> <p style="margin-left: 20px;">①公的教育機関等での「労働法及び社会保険制度」の公開講話実施</p> <p style="margin-left: 20px;">②講師のスキルアップ研修と講義の視察</p> <p>(3) 労働条件審査</p> <p style="margin-left: 20px;">①他県会の取り組み等の情報収集</p> <p style="margin-left: 20px;">②自治体への導入提案の強化を継続</p> <p>社会保険労務士としての職業倫理を常に持ち、職責を果たす。</p> <p>(1) 法令遵守の徹底</p> <p style="margin-left: 20px;">①各種助成金等の不正受給の防止徹底</p> <p style="margin-left: 20px;">②適正な情報発信の徹底</p> <p>(2) 非社労士・ニセ社労士・非登録者等による業務侵犯の排除</p> <p style="margin-left: 20px;">①相談窓口での対応</p> <p>(3) 交通災害等の防止・啓発</p> <p style="margin-left: 20px;">①飲酒運転撲滅の呼びかけ</p> <p>(1) 社会保険労務士賠償責任保険等の加入促進</p> <p>(2) 小規模企業共済等の加入促進</p> <p>(3) 福利厚生に関する事業</p> <p>(4) 電子申請促進に関する情報提供</p> <p>(5) 社労士法人設立時の法人会員による設立相談のあっせん</p> <p>(6) SDGsに関する情報収集・提供</p> <p>(7) インボイス登録・申請にかかる情報提供</p>	<p>(年1回)</p> <p>10月予定</p>

令和5年度 業務関係事業計画

重点施策	実施項目	実施時期
1. 資質向上	<p>専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を実施する。</p> <p>(1) 分野別研修</p> <p>①諸法令・労務管理研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正に対応した研修会を実施する。 ・労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項についての相談指導等の業務を行うにあたって必要な知識の習得及び向上を図る。 <p>②情報セキュリティに関する研修</p> <p>③ADR研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労使トラブル等を中心に個別労働関係紛争に関する知識の習得及び向上を図る。 <p>(2) 基礎研修</p> <p>新規入会者・開業準備者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規入会した者が、社会保険労務士として必要な基礎知識を習得するための研修 ・開業間もない者及び開業予定者が開業に必要なノウハウ、手法を習得するための研修 <p>(3) 倫理研修</p> <p>法律専門家としての職業倫理の遵守かつ徹底を図るための研修</p> <p>(4) その他研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地協主催 南部3県労務管理研修会 ・地協主催 3号業務研修会 ・医療労務コンサルタント養成研修 ・電子申請及びデジタルガバメントに関する研修会 ・外国人労働者に関する分野研修(行政書士会との合同研修会) ・勤務等社労士研修会の検討 ・セミナー資料等の運用を実施 ・社労士みらい創造プロジェクトを実施 ・社会保険労務士試験合格者(登録前の方)向け説明会の開催 	<p>7月予定</p> <p>2月予定</p> <p>11月予定</p> <p>(福島開催) (岩手開催)</p> <p>12月予定</p>

令和5年度 広報関係事業計画

重点施策	実施項目	実施時期
1. 充実・促進活動	<p>(1) インターネットを活用した一般広報活動 ホームページの活用により、多彩な情報を発信し、県民（一般向け）の利用価値の高い充実した内容を提供する。</p> <p>① 情報提供、会員活用を充実させるために、より利便性の向上したホームページの運用に関して周知する</p> <p>② 県民（一般向け）に社会保険労務士業務及び県会活動を発信する</p> <p>③ 法改正や制度変更等の一般向け情報の提供について、充実を図る</p> <p>(2) 社会保険労務士制度の積極的な周知活動 広く県民生活の向上に貢献すると共に、社会保険労務士業務の拡充、社会保険労務士の活用促進を図るため、広くPR活動を行う。</p> <p>①社労士制度推進月間事業の実施 ・セミナー、無料相談会の開催と賛助会員による新聞広告 ・社労士制度推進月間事業実行委員会の設置</p> <p>②社労士会労働紛争解決センターの活動、特定社会保険労務士の活用PR</p> <p>(3) 会員に対する情報提供</p> <p>①会報の発行（新春号）</p> <p>②支部便りをホームページ内「会員ページ」で掲載</p> <p>③社会保険労務士業務関連情報の発信</p> <p>(4) マスコミ・関係団体等への制度に関する情報提供 社会保険労務士制度及び社会保険労務士業務の周知を図るため、積極的にマスコミ、関係団体等に情報提供を実施する。</p> <p>①県会事業の開催予告、実施結果等の情報等を提供しPRする</p> <p>②事業リーフレット等の窓口備置の依頼</p> <p>③特定社会保険労務士及び社労士会労働紛争解決センター周知のための情報発信</p>	10月予定